

意見公募手続に関する事務の手引
(第2版)

平成21年4月

木 更 津 市

目 次

I 木更津市意見公募手続に関する条例の解釈及び運用

1	目的（第1条）	1
2	定義（第2条）	3
3	対象（第3条）	5
4	適用除外（第4条）	8
5	政策等の案の公表（第5条）	10
6	公表の方法等（第6条）	11
7	意見の提出（第7条）	12
8	意見公募手続の特例（第8条）	13
9	意見公募手続の周知等（第9条）	14
10	提出意見の考慮（第10条）	15
11	結果の公表（第11条）	16
12	準用（第12条）	19
13	苦情の申し出（第13条）	20
14	市長の助言又は勧告（第14条）	22
15	運用状況の公表（第15条）	23
16	委任（第16条）	24
17	附則（抄）	25
18	附則（平成21年3月24日木更津市条例第12号抄）	26

II 資料

1	木更津市意見公募手続に関する条例	27
2	木更津市意見公募手続に関する条例施行規則	33

I 木更津市意見公募手続に関する条例の解釈及び運用

(目的)

第1条 この条例は、意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、政策の形成過程における市民等の行政への参画の機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例の目的をあらわしたものであって、条例全体の解釈の指針となるものである。したがって、各条項の解釈及び運用基準は、常に本条に照らして行わなければならない。

【解説】

- 1 「市民等」とは、市民を含むすべての人、団体等のことをいい、「何人も」を意味する。
- 2 「説明責任」については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）において、その用語が用いられるに至っており、法的概念としても確立しつつある。市が主権者である市民等に対して、その諸活動を説明する責任を負うことは、特段の規定を置くまでもなく当然のことであるが、この制度による意見公募手続が市民等の市の政策に対する的確な理解を可能にするものであって、責任ある政策の形成を促進するための前提となるもの、という考え方に立つものである以上、様々な説明責任の果たし方がある中で、この意見公募手続の制度に説明責任を全うする役割を担わせることには十分な意味があるものと考えられる。もちろん、「説明責任」は、本来この制度のみが担うものではなく、様々な制度や、活動の中で果たされるべきものであるが、本市の置かれる財政事情その他の事情を勘案して、本制度に意見公募手続による政策の形成過程の説明責任を集約することとした。
- 3 「行政運営の透明性の向上を図り、もって開かれた市政の実現を目指すこと」は、この条例によって実現しようとする直接の目的である。市は、市長その他の実施機関において、様々な事務事業に際して複雑で多様化したニーズに応えるため、広く市民等の意見を聴くことが必要となってきた。このため、政策等の案について意見公募手続を行うことにより、行政運営の透明性を担保し、政策の形成過程及びそれに基づき決定される政策に対する理解を深めることに寄与する。さらに、市民等に意見を述べる機会を制度的に確立し、市民等がより積極的に市政に参画し得る基礎的条件を整備することで、間接的な参画ではあるが、市民参画の市政を進め、開かれた市政の実現に資することになる。

【運用】

- 1 本制度の運用に当たっては、本市が策定しようとする政策について、市民等の意見を積極的に聴くことにより、市民等の政策に対する理解を深め、よりよい政策にすること

を目的とするものであるため、第4条に規定する例外は、あくまで例外であるという認識が必要である。

2 本市では、意見公募手続について、木更津市意見公募制度実施要綱（平成16年木更津市告示第176号。以下「要綱」という。）により、平成16年8月1日からすでに実施していたが、行政手続法の一部を改正する法律（平成17年法律第73号）を受け、意見公募手続の対象範囲や手続などを検討し、さらに用語等の整理をし、この条例を制定したものである。

3 意見公募手続の制度は、行政側に義務を課すだけのものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に照らしても、必ずしも条例で規定する必要はないものであり、また、地方公共団体に努力義務を課した行政手続法（平成5年法律第88号）第46条では、法形式を定めていないため、特に条例化しなければならないものではないが、本市における意見公募手続以外の行政手続については木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）により規定されていること、さらに、この手続を議会の議決を経た制度とすることという意味で条例化したものである。

4 本制度により意見を提出する市民等の利益は、本制度が実施機関に対して意見公募手続を義務づけていることにより生じる、いわゆる講学上の反射的利益であり、本制度の運用に関する決定等は、処分性を有せず、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の適用はないものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その案の段階で趣旨、内容等を公表し、広く意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、提出された意見に対する市の考えを明らかにするとともに、当該意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等（木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における「意見公募手続」、「法令」及び「実施機関」について、用語の定義をしたものである。

【解説】

第1号関係

- 1 この条例における意見公募手続は、次に掲げる一連の手続のことである。
 - (1) 市の基本的な政策等の案の趣旨、内容等を公表し、広く意見（情報を含む。以下同じ。）を求めること。
 - (2) 提出された意見に対する市の考えを明らかにすること。
 - (3) 当該意見を考慮して意思決定を行うこと。

第2号関係

- 1 「法律」とは、国の唯一の立法機関（憲法第41条）である国会が制定した法のことをいう。
- 2 「法律に基づく命令」とは、一般には、国会の議決によらずに国の行政機関が制定する法をいい、内閣が制定する「政令」、内閣総理大臣が制定する「内閣府令」、各省大臣が制定する「省令」、各委員会及び各庁の長官が制定する「規則その他の特別の命令」を指す。また、「(告示を含む。）」とは、告示には、法律の委任に基づく命令が告示形式で定められること（いわゆる法規たる性質を有する告示）があることから、告示も法律に基づく命令に含まれるとするものである。
- 3 「条例等」とは、木更津市行政手続条例第2条第1号に規定する条例等をいい、次に掲げるものを指す。
 - (1) 本市の条例

- (2) 本市の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）
 - (3) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第6号）により本市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例
 - (4) 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により本市が処理することとされた事務について規定する千葉県の規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程を含む。）
- 4 「条例」とは、地方自治法第14条の規定により地方公共団体がその議会の議決を経て制定する法をいう。
 - 5 「規則」とは、地方自治法第15条の規定により地方公共団体の長が制定する法をいう。

第3号関係

- 1 「実施機関」とは、この条例により意見公募手続を実施する機関を定めたものをいい、地方自治法上の執行機関（市長及び行政委員会・監査委員）を実施機関とすることとした。
- 2 消防長は、市長の補助機関であるとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第12条の規定により置かれる執行機関である。
- 3 平成21年3月31日までは、実施機関に水道事業管理者が含まれていたが、木更津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年木更津市条例第12号）により、同年4月1日から水道事業に管理者を置かないこととしたため、水道事業管理者をこの条例の実施機関から除くこととした。

【運用】

- 1 管理者を置かない地方公共団体における水道事業の管理者の権限は地方公営企業法第8条第2項の規定により当該地方公共団体の長が行うこととなっているため、水道事業に係る政策等については、引き続き意見公募手続の対象であることに注意する必要がある。

(対象)

第3条 意見公募手続の対象となるものは、市民等の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められるもので次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 市の総合的な構想及び計画若しくは個別の行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は変更
 - (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、廃止又は改正
 - (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、廃止又は改正（市民等に義務を課し、又は権利を制限する規定の改正に限る。）
 - (4) 前号に規定する制定等に係る規則（規程を含む。以下同じ。）及び要綱等の制定、廃止又は改正
 - (5) 法令（条例等を除く。）の規定に基づく規則の制定、廃止又は改正（市民等に義務を課し、又は権利を制限するものに限る。）
 - (6) 憲章、都市宣言等の制定、廃止又は改正
 - (7) 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを当該許認可等の根拠となる法令の規定に従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）の制定、廃止又は改正
 - (8) 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについて、当該不利益処分の根拠となる法令の規定に従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）の制定、廃止又は改正
 - (9) 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）の制定、廃止又は改正
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が意見公募手続を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、第3号から第5号までに掲げるもののうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは、意見公募手続の対象としない。

【趣旨】

本条は、意見公募手続の対象について規定したものである。

【解説】

第1項関係

- 1 「市の総合的な構想及び計画若しくは個別の行政分野における基本的な計画及び方針」とは、市の全体にわたる総合計画や個別の行政分野における計画など、市の将来の施策を展開するための基本方針や目指すべき方向等を定めるものをいい、次に掲げるものなどが考えられる。

- (1) 基本構想
 - (2) 行政改革プラン
 - (3) 地域情報化計画
 - (4) 財政再建計画
 - (5) 各種福祉計画
 - (6) 都市計画マスタープラン
 - (7) 環境基本計画
- 2 「市政に関する基本的な方針を定める条例」とは、市政全般又は個別の行政分野における基本的な理念や方針などを定める条例をいい、まちづくり、男女共同参画、地域情報化などについて制定される条例などが考えられる。
- 3 第3号において、「(市民等に義務を課し、又は権利を制限する規定の改正に限る。)」としたのは、市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例を改正する場合において、例えば、行政内部の手續に関する規定など、改正する内容が市民等に義務を課し、又は権利を制限する規定ではないものまで、意見公募手續を実施する必要はないと考えられるため、市民等に義務を課し、又は権利を制限する規定の改正に限定したものである。
- 4 「審査基準」については、行政手續法第5条又は木更津市行政手續条例第5条により、作成及び公にすることが義務づけられているものであり、行政庁の判断が公正に、かつ、合理的に行っていることを示すことができるものであり、申請者に対しても、適切な情報を提供することに資するものであることから、意見公募手續の対象とした。
- 5 「処分基準」については、行政手續法第12条又は木更津市行政手續条例第12条により作成及び公にするよう努めることとされているものであり、「審査基準」と同様の趣旨により意見公募手續の対象とした。
- 6 「行政指導指針」については、木更津市行政手續条例第34条により作成及び公にすることが義務づけられているものであり、「審査基準」と同様の趣旨により意見公募手續の対象とした。

第2項関係

- 1 「第3号から第5号までに掲げるもののうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、市の財政の根幹をなすものであり、意見公募手續になじまないことから、意見公募手續の対象としないこととした。

【運用】

- 1 この条例では、意見公募手續の対象に条例もあるが、市議会へ上程する(条例)案を対象としているものであり、市議会を軽視するものではない。条例(案)を意見公募手續の対象としたのは、より多くの事項について意見公募手續を実施しようとする姿勢からくるものであり、意見公募手續の実施に際しては、市議会を軽視しているとの誤解を受けないように、注意する必要がある。
- 2 「市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、

第1項第3号から第5号までのものに限り意見公募手続の対象としないものであり、これらに関するものであっても、例えば、市の基本的な計画及び方針（同項1号）や市政に関する基本的な方針を定める条例（同項第2号）など、同項第3号から第5項まで以外のものについては、意見公募手続の対象となることに注意を要する。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要する場合又は軽微な変更をする場合
- (2) 法令等により実施機関の裁量の余地がないと認められる場合
- (3) 意見聴取の手続が他の法令により定められている場合
- (4) 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとする場合
- (5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものである場合

【趣旨】

本条は、意見公募手続の対象であっても、意見公募手続を実施しないことができる場合を規定したものである。

【解説】

- 1 「緊急を要する場合」とは、災害等やむを得ない事情により、意見公募手続を行う時間がない場合をいい、例えば、台風などの被害者に対する援助の方針を定める場合などが考えられる。
- 2 「軽微な変更をする場合」には、例えば、上位の計画等の変更に伴い、当然必要とされる規定の整理をする場合、単に条、項等がずれるにとどまる場合、文言の整理にとどまるような場合などが考えられる。
- 3 「法令等により実施機関の裁量の余地がないと認められる場合」とは、国等から規定例などが示され、その内容どおりの政策等を定めようとする場合などをいい、意見公募手続を実施する意義に乏しいことから、意見公募手続を実施しないことができることとした。
- 4 「意見聴取の手続が他の法令により定められている場合」とは、法令の規定により公聴会の開催など、市民等から意見を聴取する手続が定められている場合をいう。
- 5 「他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとする場合」は、重複して意見公募手続を実施しても、その意義に乏しいことから、意見公募手続を実施しないことができることとした。
- 6 審査基準、処分基準及び行政指導指針は、すべてが公にされるとは限らないものであり、例えば、処分基準を公表することにより、かえって違反を助長してしまうような場合など、合理的理由があつて公にされないものについては、意見公募手続をとることに支障があるため、第5号で意見公募手続を実施しないことができることとした。

【運用】

- 1 本条は、あくまでも意見公募手続を実施しないことができる例外の規定であり、厳格

に解釈しなければならない。

- 2 本条の各号に該当する場合でも、意見公募手続を実施することが公益上必要と認められる場合は、意見公募手続を実施し得るものであり、これを禁止するものではないことに留意する必要がある。
- 3 補助金等（市が交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金及び貸付金をいう。）については、木更津市行政手続条例第3条第2項により、同条例第2章の申請に対する処分及び第3章の不利益処分の規定は適用しないこととしているが、この条例では適用を除外していないことに留意する必要がある。したがって、補助金等は、単に補助額や手続を定める場合には意見公募手続の対象とはならないが、例えば、市の全体又は個別の行政分野における補助金等の基本的な方針を定める場合など、前条に該当するものについては、意見公募手続の対象となる。

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を定めようとするときは、意思決定の前にその案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公表をするときは、策定の趣旨、目的、背景その他の当該案を理解するために必要な資料を併せて公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、政策等の案及び当該政策等の策定の趣旨、目的、背景その他の当該案を理解するために必要な資料を公表すべきことを規定したものである。

【解説】

第1項関係

1 本項は、実施機関が政策等を定めようとするときは、その意思決定の前に政策等の案を公表すべきことを実施機関に義務づけたものである。

第2項関係

1 「当該案を理解するために必要な資料」には、次に掲げるものなどが考えられる。

- (1) 当該案の要点をまとめたもの
- (2) 当該案を定める根拠となる法令の条項
- (3) 上位計画等がある場合には、その概要
- (4) 当該案の実施に伴い予測される影響の程度、範囲等
- (5) 地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合には、その審議の概要

【運用】

- 1 政策等の案については、その内容が分かるものであればよく、必ずしも条文形式で示す必要はない。
- 2 政策等の案等の公表に当たっては、市民等がその案件について、十分理解したうえで意見の提出ができるように配慮する必要がある。

(公表の方法等)

第6条 前条第1項の規定による公表は、実施機関の事務所での閲覧その他実施機関が定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、前条第1項の規定による公表をするときは、意見の提出先、意見の提出方法、公表及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見の提出に必要な事項を提示しなければならない。

【趣旨】

本条は、政策等の案の公表の方法及び当該案を公表する際に併せて提示すべき事項について規定したものである。

【解説】

第1項関係

1 「その他実施機関が定める方法」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市のホームページへの掲載（木更津市意見公募手続に関する条例施行規則（平成18年木更津市規則第34号。以下「規則」という。）第3条第1号）
- (2) 行政資料室での閲覧（規則第3条第2号）
- (3) 図書館での閲覧（規則第3条第3号）
- (4) 公民館での閲覧（規則第3条第4号）

第2項関係

1 「意見の提出先」は、原則として、実施機関の事務所とする。

2 「その他意見の提出に必要な事項」には、政策等を定めることを予定している時期、結果の公表の時期などが考えられる。

【運用】

1 市のホームページへの掲載は、企画部企画課が行うものとする。

2 意見の提出先（実施機関の事務所）については、その担当する部署が容易に分かるように提示しなければならない。

3 公民館など、実施機関の事務所以外の市の施設に意見の提出があった場合には、「意見の提出先」を実施機関の事務所と提示したときであっても、当該意見の提出を受け付けるよう努めるものとする。

4 この条例における公表及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）は、行政手続法第39条第1項に規定する「意見提出期間」とは異なり、公表の期間も含んでいることに留意する必要がある。したがって、公表の期間と意見の提出のための期間は、同じ期間となる。

(意見の提出)

- 第7条 意見を提出しようとする市民等は、書面、郵便等による提出その他実施機関の定める方法により、当該意見を実施機関に提出しなければならない。
- 2 意見提出期間は、第5条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。
- 3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名（団体にあつては、団体名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

【趣旨】

本条は、市民等が意見を提出するに当たって、その提出の方法、意見提出期間の原則及び氏名等を明らかにしなければならないことを規定したものである。

【解説】

第1項関係

- 1 「その他実施機関が定める方法」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 電子メールによる提出（規則第4条第1号）
 - (2) ファクシミリによる提出（規則第4条第2号）
- 2 電話など、口頭による意見の提出については、意見の内容の取り違えなどの誤解を生じさせるおそれがあることから、意見の提出の方法として認めないこととした。

第2項関係

- 1 「意見提出期間」については、できるだけ多くの意見の提出を受けることという観点と政策等の決定の迅速性を損なわないという観点を考慮し、30日以上とした。

第3項関係

- 1 意見を提出しようとする市民等に対し、住所、氏名（団体にあつては、団体名）及び連絡先を明らかにすることを求めることとしたのは、意見公募手続を実施した政策等の案とは関係のない誹謗や中傷を避け、ある程度、責任のある意見を求めることを担保することを理由とするものである。
- 2 「連絡先」とは、意見を提出した市民等と容易に連絡をとることができるものをいい、電話番号やEメールアドレスなどが考えられる。

【運用】

- 1 口頭による意見の提出や匿名による意見の提出は、この条例による意見公募手続の対象外の意見となるが、政策等の策定に当たっては、その意見を十分に考慮するよう努めるものとする。
- 2 提出された市民等の住所、氏名（団体にあつては、団体名）及び連絡先については、責任のある意見を求めることを担保する意味で提出を求めていることから、第11条に規定する結果の公表が終了した後、直ちに消去しなければならないこととする。

(意見公募手続の特例)

第8条 実施機関は、政策等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第2項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合において、実施機関は、当該政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

【趣旨】

本条は、意見公募手続の特例として、意見提出期間の特例及び附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した場合における特例を規定したものである。

【解説】

第1項関係

- 1 意見提出期間は、前条第2項で30日以上としているが、30日以上期間を確保できないことを理由に意見公募手続を実施しないよりは、30日を下回る期間であっても、意見公募手続を実施することが望ましいので、やむを得ない理由があるときは、30日を下回ってもよいこととした。
- 2 「やむを得ない理由」には、政策等の制定期限が法定されている場合やある特定の時期に政策等を定めないと効果がない、ないしは効果が薄くなってしまう場合などが考えられる。
- 3 意見提出期間の特例の規定が恣意的に用いられることを防ぐため、意見提出期間が30日を下回った場合には、政策等の案の公表の際に、その理由を明らかにすることを義務づけることとした。

第2項関係

- 1 附属機関の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときには、実施機関が改めて意見公募手続をとる必要性は乏しいため、意見公募手続は不要とした。

【運用】

- 1 本条第1項は、あくまでも例外の規定であり、厳格に解釈しなければならない。
- 2 附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した場合であっても、実施機関が政策等を定めるに当たり、附属機関の答申、建議等の内容と異なる内容の政策等を定めようとする場合は、意見公募手続を実施するものとする。

(意見公募手続の周知等)

第9条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めようとするときは、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、意見公募手続の実施について周知すること、及び意見公募手続の実施に関連する情報を提供することに努めることを規定したものである。

【解説】

- 1 意見公募手続を実施していること自体を市民等が知らなければ、意見を提出することはできないため、意見公募手続が実施されていることを広く周知するよう努めることとした。
- 2 周知の方法としては、市のホームページへの掲載、市の広報紙への掲載、公民館等への掲示などが考えられる。
- 3 「意見公募手続の実施に関連する情報」には、この手引などが考えられる。

【運用】

- 1 要綱では、政策等の案の公表の前に、当該政策等の案件名、公表予定日等を予告することが義務づけられていたが、政策等の案を公表できる時期にある場合であっても、同項の規定により予告の期間を設ける必要があった。このような場合には、同項の規定により予告をするよりも、政策等の案をより早い段階で、より長い期間の公表をする方が望ましいことから、この条例においては、意見公募手続の予告を義務づけないこととしたものであるが、政策等の案が完成していない段階であって、意見公募手続を実施することが決まっているようなときには、積極的に、予告をするよう努めるものとする。

(提出意見の考慮)

第10条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定める場合をいう。以下同じ。）は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分考慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、意見公募手続を実施して政策等又は政策等の案を定める場合は、その提出意見を十分考慮しなければならない旨を規定したものである。

【解説】

- 1 意見公募手続は、提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を採用することを実施機関に義務づけるものではないが、提出意見を真摯に考慮しなければ、この制度の趣旨を没却することとなるため、提出意見を十分考慮することを実施機関に対し義務づけたものである。
- 2 この条例において、意見公募手続の対象には、条例などの議会の権限に属する政策等があり、この場合において、実施機関が定めることができるものは、当該政策等の案であることから、「政策等を定める場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定める場合をいう。以下同じ。）」と明記した。

(結果の公表)

第11条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めた場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定めた場合をいう。以下同じ。）は、当該政策等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等の差異を含む。）及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、実施機関は、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

4 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めなかったこととした場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定めなかったこととした場合をいう。以下同じ。）は、その旨（別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 実施機関は、第4条第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合（同条第3号にあつては、規則、審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めた場合に限る。）は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同条第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかであるときは、この限りでない。

- (1) 政策等の題名及び趣旨
- (2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

6 第6条第1項の規定は、第1項の公表の方法について準用する。

【趣旨】

本条は、意見公募手続を実施した結果の公表及び第4条第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合における当該政

策等の題名等の公表について規定したものである。

【解説】

第1項関係

- 1 「政策等を定めた場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定めた場合をいう。以下同じ。）」としたのは、第10条の場合と同趣旨である。
- 2 「政策等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）」とは、政策等を市民等に示すことをいい、規則については公布、要綱等については公示、その他の政策等については市のホームページなどにより市民等に示すことを指す。なお、条例など議会の権限に属する政策等については、当該政策等の議案の上程を指す。
- 3 意見公募手続を実施した結果を政策等の公布と同時期に公表することとしたのは、当該政策等の内容及び意見公募手続を実施した結果について、市民等がより理解しやすいとの考えによるものである。
- 4 「提出意見を考慮した結果」として、次に掲げるものを公表するものとする。
 - (1) 意見公募手続により公表した政策等の案とその結果定めた政策等の差異
 - (2) 提出意見を政策等に反映させたか、否か。
 - (3) 提出意見を政策等に反映させた場合には、その内容
- 5 本項の公表は、前条の考慮義務を担保することにもなるものである。

第2項関係

- 1 提出意見が多数にのぼる場合には、そのすべてを公表することは事務を煩雑にするため、それらを整理し、要約したものを公表することができることとした。
- 2 実施機関が恣意的に提出意見の整理又は要約を行うことを防ぐため、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならないこととし、当該整理又は要約が適切に行われているかを確認できることとした。
- 3 「その他の適当な方法」には、行政資料室、図書館、公民館等における提出意見の写しの備付けなどが考えられる。

第3項関係

- 1 実施機関は、原則として、提出意見を公表しなければならないが、第三者の利益を害するおそれがあるときなど正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができることとした。

第4項関係

- 1 意見公募手続を実施したにもかかわらず、何らかの理由で政策等を定めないこととした場合は、次に掲げる事項を速やかに公表しなければならないこととした。
 - (1) 政策等を定めないこととした旨
 - (2) 別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨
 - (3) 政策等の題名（第1項第1号）

(4) 政策等の案の公表の日（第1項第2号）

第5項関係

- 1 第4条第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合には、実施機関は、「政策等の題名及び趣旨」（第5項第1号）及び「意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由」（第5項第2号）を当該政策等の公布と同時期に公表しなければならないこととした。
- 2 本項の公表は、第4条第1号から第4号までの規定が安易に用いられることを防ぐ意味ももつものである。

第6項関係

- 1 第1項の規定による公表の方法についても、政策等の案の公表の方法と同様であることが望ましいため、第6条第1項の規定を準用することとした。

【運用】

- 1 本条の公表の期間は、概ね30日間とする。
- 2 第1項又は第5項の公表の日については、当該政策等の公布の日と同日であることまでを求めるものではないが、同項の趣旨から、可能な限り同日であることが望ましい。
- 3 第1項又は第5項の公表に当たっては、定めた政策等又は政策等の案を公布（又は公にする行為）とは別に、本条の公表の方法と同様の方法で公表するよう努めるものとする。
- 4 第1項の提出意見の公表に当たっては、意見を提出した市民等の住所、氏名（団体にあつては、団体名）及び連絡先を公表しないように注意しなければならない。
- 5 第2項の規定により提出意見を備え付ける場合においても、意見を提出した市民等の住所、氏名（団体にあつては、団体名）及び連絡先を除いたものを備え付けなければならない。

(準用)

第12条 第10条の規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第10条中「実施機関」とあるのは「附属機関」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「附属機関が政策等の案について公表した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定める場合、政策等を定めた場合及び政策等を定めないこととした場合における準用並びに読替えについて規定したものである。

【解説】

- 1 第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定める場合において、第10条の規定を準用することにより、附属機関に対し、提出意見を十分考慮することを義務づけたものである。
- 2 第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合においても、実施機関は自ら意見公募手続を実施した場合と同様に、その結果の公表をする必要があるため、前条第1項から第3項までの規定を準用することとした。
- 3 第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合においても、実施機関は自ら意見公募手続を実施した場合と同様に、政策等を定めないこととした旨等の公表をする必要があるため、前条第4項の規定を準用することとした。

(苦情の申し出)

第13条 市民等は、意見公募手続の運用に関し、実施機関に苦情を申し出ることができる。

【趣旨】

本条は、市民等が意見公募手続の運用に関し、苦情を申し出ることができる旨を規定したものである。

【解説】

- 1 この条例に基づく意見公募手続により意見を提出する市民等の利益は、いわゆる講学上の反射的利益であり、本制度の運用に関する決定等は、処分性を有せず、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の適用はないものであり、すでに定められた政策等について、意見公募手続のやり直しなどを求めることはできない。しかし、将来の運用の是正を求め得る方法を確保し、制度全体の運営を改善するため、苦情を申し出ることができることとした。
- 2 「意見公募手続の運用」とは、次に掲げるものなどの個別具体的な対応をいう。
 - (1) 対象となる政策等の判断（第3条）
 - (2) 適用除外とする政策等の判断（第4条）
 - (3) 政策等の案の公表（第5条）
 - (4) 公表の方法等（第6条）
 - (5) 意見公募手続の特例の判断（第8条）
 - (6) 意見公募手続の周知等（第9条）
 - (7) 結果の公表（第11条）
- 3 「苦情」とは、意見公募手続の運用に係る市民等の不平不満をいう。具体的には、次のような場合が考えられる。
 - (1) 第3条の規定により意見公募手続の対象となる政策等に該当すると考えられるにもかかわらず、当該政策等がこの条例に基づく意見公募手続の運用がなされていない場合
 - (2) 第4条の規定に該当しないと考えられるにもかかわらず、意見公募手続の適用が除外された場合
 - (3) 第6条の規定による公表の方法等及び第11条の規定による結果の公表の規定が遵守されていない場合
- 4 「申し出ることができる」とは、本条による苦情の申し出が法律的な意味での「請求」ではないこと、すなわち、行政不服審査法に基づく異議申立て、あるいは審査請求ではないことをいう。したがって、苦情の申出に対する処理も行政処分ではないので、仮に苦情に対する処理に対して不服がある場合であっても、行政不服審査法に基づく不服申立て及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の対象とはならない。

【運用】

- 1 苦情の申し出に対する処理は行政処分ではないが、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性の向上を図ることを目的とするこの条例の趣旨からも、苦情に対しては、迅速かつ誠実な対応をするよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、苦情に対する処理をしたときは、当該処理の内容（当該苦情の申し出に沿った処理をしないときにあつては、その理由を含む。以下同じ。）を、必要に応じて苦情の申し出をした者に通知するよう努めるものとし、可能な限り、公表するよう努めるものとする。
- 3 苦情の申し出を受けた実施機関は、当該苦情の内容及びその処理の内容を企画部企画課に報告するものとする。

(市長の助言又は勧告)

第14条 市長は、市長以外の実施機関に対し、意見公募手続について、報告を求め、助言し、又は勧告することができる。

【趣旨】

本条は、この条例における対象となる政策の判断（第3条）、適用除外とする政策等の判断（第4条）、政策等の案の公表（第5条）、公表の方法等（第6項）、意見公募手続の特例の判断（第8条）、意見公募手続の周知等（第9条）、結果の公表（第11条）などの意見公募手続の運用について、実施機関相互間における条例施行の統一性、斉一性、条例適合性等を確保するため、市長の総合調整権能を規定したものである。

【解説】

- 1 「報告を求め」る事項は、この条例の目的を達成するために必要であると認められる限りにおいて、この条例の施行に関する事務処理の状況すべてである。
- 2 「助言し、又は勧告すること」とは、客観的に妥当性のある行為若しくは措置を実施するように促したり、又はそれを実施するに当たって必要な事項、方法等を示したりすることをいう。

(運用状況の公表)

第15条 市長は、実施機関における意見公募手続についての運用状況を取りまとめ、次に掲げる事項を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

- (1) 意見公募手続を実施した政策等の題名
- (2) 意見公募手続を実施した実施機関名
- (3) 意見提出期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項

【趣旨】

本条は、市長に対し、この条例に基づく意見公募手続についての運用状況について、公表することを義務づけたものである。

【解説】

- 1 運用状況の公表は、市のホームページへの掲載により行うものとし（規則第5条）、年1回、月1回などの集計による一覧ではなく、リアルタイムの状況を一覧にして行うこととする。
- 2 公表する事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 意見公募手続を実施した政策等の題名（第1号）
 - (2) 意見公募手続を実施した実施機関名（第2号）
 - (3) 意見提出期間（第3条）
 - (4) 意見公募手続の進捗状況（規則第6条第1号）
 - (5) 意見公募手続により、提出された意見の数（規則第6条第2号）
- 3 「意見公募手続の進捗状況」とは、公表日における意見公募手続の状況をいい、この欄には、「意見公募中」、「検討中」、「結果公表中」又は「終了」のいずれかが記載されることになる。
- 4 「検討中」とは、意見提出期間が終了した後、提出意見等を考慮し、政策等の内容を検討していることをいう。

【運用】

- 1 運用状況の公表については、市のホームページを活用できない者に対しても配慮する必要があるため、紙に出力したものを提供するなど、積極的に対応するよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関して、必要な事項を定める権限を実施機関に委任することについて規定したものである。

【解説】

- 1 実施機関は、地方自治法上独立して権限を行使する機関であり、ひとつの機関が他の機関に対して指揮監督を行う権限はない。したがって、この条例に基づく事務に関して必要な事項は、各実施機関において、規則、規程、告示等で定めるものである。

【運用】

- 1 条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関が独自に定めるものであるが、その内容は、できるだけ同一のものとすることが望まれることから、制度を変更しようとするときは、相互に連絡をし、十分に調整を図る必要がある。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に木更津市意見公募制度実施要綱（平成16年木更津市告示第176号）の規定によりした手続は、この条例の相当規定によってした手続とみなす。

【趣旨】

附則は、この条例の施行期日及びその経過措置並びに制定に伴う関係条例の一部改正を規定したものである。

【解説】

第1項関係

- 1 この条例は、公布の日（平成18年9月30日）から施行するものとした。

第2項関係

- 1 この条例の施行の際に要綱の規定により実施されている意見公募手続については、この条例の相当規定により行われた意見公募手続とみなすこととし、改めて所要の手続を経ることを必要としないこととしたものである。

附 則 (平成21年3月24日木更津市条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

【趣旨】

この附則は、木更津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の附則の抄であり、当該附則による改正後のこの条例の施行期日を規定したものである。

【解説】

- 1 本改正は、木更津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例により水道事業に管理者を置かないものとしたことに伴うものである。
- 2 改正後のこの条例の施行日は、平成21年4月1日とした。

II 資 料

木更津市意見公募手続に関する条例（平成18年木更津市条例第23号）

（目的）

第1条 この条例は、意見公募手続に関して必要な事項を定めることにより、政策の形成過程における市民等の行政への参画の機会を提供するとともに、市民等に対する説明責任を果たすことにより、行政運営の透明性の向上を図り、もって開かれた市政の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 意見公募手続 市の基本的な政策等の策定過程において、その案の段階で趣旨、内容等を公表し、広く意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、提出された意見に対する市の考えを明らかにするとともに、当該意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。
- (2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等（木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）第2条第1号に規定する条例等をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 実施機関 市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

（対象）

第3条 意見公募手続の対象となるものは、市民等の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められるもので次に掲げるもの（以下「政策等」という。）とする。

- (1) 市の総合的な構想及び計画若しくは個別の行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、廃止又は改正
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、廃止又は改正（市民等に義務を課し、又は権利を制限する規定の改正に限る。）
- (4) 前号に規定する制定等に係る規則（規程を含む。以下同じ。）及び要綱等の制定、廃止又は改正
- (5) 法令（条例等を除く。）の規定に基づく規則の制定、廃止又は改正（市民等に義務を課し、又は権利を制限するものに限る。）
- (6) 憲章、都市宣言等の制定、廃止又は改定
- (7) 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを当該許認可等の根拠となる法令の規定に従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）の制定、廃止又は改正
- (8) 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについて、

当該不利益処分の根拠となる法令の規定に従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)の制定、廃止又は改正

(9) 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)の制定、廃止又は改正

(10) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が意見公募手続を実施する必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第3号から第5号までに掲げるもののうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものは、意見公募手続の対象としない。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

(1) 緊急を要する場合又は軽微な変更をする場合

(2) 法令等により実施機関の裁量の余地がないと認められる場合

(3) 意見聴取の手続が他の法令により定められている場合

(4) 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等定めようとする場合

(5) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であって、法令の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものである場合

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、政策等を定めようとするときは、意思決定の前にその案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による公表をするときは、策定の趣旨、目的、背景その他の当該案を理解するために必要な資料を併せて公表しなければならない。

(公表の方法等)

第6条 前条第1項の規定による公表は、実施機関の事務所での閲覧その他実施機関が定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、前条第1項の規定による公表をするときは、意見の提出先、意見の提出方法、公表及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)その他意見の提出に必要な事項を提示しなければならない。

(意見の提出)

第7条 意見を提出しようとする市民等は、書面、郵便等による提出その他実施機関の定める方法により、当該意見を実施機関に提出しなければならない。

2 意見提出期間は、第5条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名（団体にあつては、団体名）及び連絡先を明らかにしなければならない。

（意見公募手続の特例）

第8条 実施機関は、政策等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第2項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合において、実施機関は、当該政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の議を経て政策等を定めようとする場合において、当該附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

（意見公募手続の周知等）

第9条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めようとするときは、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

（提出意見の考慮）

第10条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定める場合をいう。以下同じ。）は、意見提出期間内に当該実施機関に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公表）

第11条 実施機関は、意見公募手続を実施して政策等を定めた場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定めた場合をいう。以下同じ。）は、当該政策等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第5項において同じ。）と同時に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 政策等の題名
- (2) 政策等の案の公表の日
- (3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）
- (4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等の差異を含む。）及びその理由

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、実施機関は、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該実施機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全

部又は一部を除くことができる。

4 実施機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合（議会の権限に属する政策等にあつては、当該政策等の案を定めないこととした場合をいう。以下同じ。）は、その旨（別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。

5 実施機関は、第4条第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合（同条第3号にあつては、規則、審査基準、処分基準又は行政指導指針を定めた場合に限る。）は、当該政策等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同条第1号から第4号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかであるときは、この限りでない。

(1) 政策等の題名及び趣旨

(2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

6 第6条第1項の規定は、第1項の公表の方法について準用する。

（準用）

第12条 第10条の規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定める場合について、前条第1項から第3項までの規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合について、前条第4項の規定は第8条第2項に該当することにより実施機関が自ら意見公募手続を実施しないで政策等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第10条中「実施機関」とあるのは「附属機関」と、前条第1項第2号中「政策等の案の公表の日」とあるのは「附属機関が政策等の案について公表した日」と、同項第4号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「附属機関が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

（苦情の申し出）

第13条 市民等は、意見公募手続の運用に関し、実施機関に苦情を申し出ることができる。

（市長の助言又は勧告）

第14条 市長は、市長以外の実施機関に対し、意見公募手続について、報告を求め、助言し、又は勧告することができる。

（運用状況の公表）

第15条 市長は、実施機関における意見公募手続についての運用状況を取りまとめ、次に掲げる事項を記載した一覧を作成し、公表するものとする。

(1) 意見公募手続を実施した政策等の題名

- (2) 意見公募手続を実施した実施機関名
- (3) 意見提出期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が規則で定める事項
(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に木更津市意見公募制度実施要綱（平成16年木更津市告示第176号）の規定によりした手続は、この条例の相当規定によってした手続とみなす。

(木更津市行政手続条例の一部改正)

- 3 木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 雑則（第37条・第38条）」を

「第6章 意見公募手続等（第37条・第38条）
第7章 雑則（第39条・第40条）」に改める。

第1条第1項及び第2項中「に関する手続」の次に「並びに政策等を定める手続」を加える。

第2条に次の1号を加える。

- (8) 政策等 市民等の生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと認められるもので次に掲げるものとする。

ア 市の総合的な構想及び計画若しくは個別の行政分野における基本的な計画及び方針の策定又は変更

イ 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、廃止又は改正

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、廃止又は改正（市民等に義務を課し、又は権利を制限する規定の改正に限る。）

エ ウに規定する制定等に係る規則（規程を含む。以下同じ。）及び要綱等の制定、廃止又は改正

オ 法令の規定に基づく規則の制定、廃止又は改正（市民等に義務を課し、又は権利を制限するものに限る。）

カ 憲章、都市宣言等の制定、廃止又は改正

キ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかを当該許認可等の根拠となる法令又は条例等の規定に従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）の制定、廃止又は改正

ク 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについて、当該不利益処分の根拠となる法令又は条例等の規定に従って判断するため

- に必要とされる基準をいう。以下同じ。)の制定、廃止又は改正
- ケ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)の制定、廃止又は改正
- コ アからケまでに掲げるもののほか、市の機関が意見公募手続を実施する必要があると認めるもの

第5条第1項中「申請により求められた許認可等を行うかどうかを許認可等の根拠となる条例等の規定に従って判断するために必要とされる基準(以下「審査基準」という。)」を「審査基準」に改める。

第12条第1項中「不利益処分を行うかどうか又はどのような不利益処分を行うかについて、不利益処分の根拠となる条例等の規定に従って判断するために必要とされる基準(次項において「処分基準」という。)」を「処分基準」に改める。

第34条中「行なおう」を「しよう」に、「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

第38条を第40条とし、第37条を第39条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 意見公募手続等

(政策等を定める場合の一般原則)

第37条 市の機関は、政策等を定めようとするときは、当該政策等がこれを定める根拠となる法令及び条例等の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 市の機関は、定められた政策等について、当該政策等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第38条 市の機関は、政策等を定めようとするときは、木更津市意見公募手続に関する条例(平成18年木更津市条例第23号)によるものとする。

附 則(平成21年木更津市条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

木更津市意見公募手続に関する条例施行規則（平成18年木更津市規則第34号）

（趣旨）

第1条 この規則は、木更津市意見公募手続に関する条例（平成18年木更津市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（条例第6条第1項の実施機関が定める方法）

第3条 条例第6条第1項の実施機関が定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 行政資料室での閲覧
- (3) 図書館での閲覧
- (4) 公民館での閲覧

（条例第7条第1項の実施機関の定める方法）

第4条 条例第7条第1項の実施機関の定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子メールによる提出
- (2) ファクシミリによる提出

（運用状況の公表）

第5条 条例第15条の規定による運用状況の公表は、市のホームページへの掲載により行うものとする。

（条例第15条第4号の規則で定める事項）

第6条 条例第15条第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 意見公募手続の進捗状況
- (2) 意見公募手続により、提出された意見の数

附 則

この規則は、公布の日から施行する。